

成年後見人等受任事業 ～地域生活の安定を図る取り組み～

☞ 取り組み内容のポイント ☞ 社会福祉法人として権利擁護や身上監護に関する専門性をもって、後見活動を組織的に継続して行う。

静岡県

社会福祉法人

美芳会

〒417-0816 静岡県富士市増川新町12-1 富士市東部地域包括支援センター
TEL: 0545-39-1300 FAX: 0545-39-1301

●法人創設年

平成8（1996）年

●法人実施事業

- ①経営施設数合計：3施設
②経営施設・事業【種別毎の数】：
特別養護老人ホーム…1、短期入所生活介護…1、
通所介護…2、居宅介護支援事業所…2、
地域包括支援センター…1

●法人の理念・経営方針

法人理念

- ①地域でのこころ豊かな生活のために
②想いに副う

●取り組みの定款・事業計画上の位置づけ

- ①定款への記載：記載している
②事業報告・計画への記載：記載している

●取り組みを実施している施設の概要

法人本部

●活動内容

- ◇活動開始年：平成21（2009）年10月
◇活動の対象者：地域の被成年後見人等
◇活動の頻度・時間
家庭裁判所から後見人等として選任されて行う活動である。
後見活動については、被後見人等の状況から必要に応じた活動である。

●活動実施の背景、実施にいたった理由

成年後見制度において、さまざまな福祉的な課題を抱えながら長期的な後見活動が必要なために、親族後見人ではない第三者後見人の需要が高まっている。特に障害等により若年層から成年後見制度を利用する場合は、数十年の後見活動となることが想定される。また後見活動を行っても、被後見人等の資産が少なく後見報酬が低額になると見込まれることもある。このような課題から第三者後見人の受任者が不足している現状である。

このような背景の中で、社会福祉法人として後見活動を行うことで、権利擁護や身上監護に関する専門性を持って組織的に継続して役割を担うことができる。

担当する職員個人の業務だけでなく精神的な面も含めて負担を軽減し、職員の業務上または健康上等の問題が発生した場合でも他の職員が対応できることや、担当職員の変更はあったとしても社

会福祉法人によって数十年に及ぶ後見活動ができる。また後見報酬について金額によらずに受任して活動できることが、社会福祉法人としてできることである。

被後見人等が抱えるさまざまな福祉的な課題に対応し、親族や関係機関と共に被後見人等の地域生活の安定を図ることができると考え、社会福祉法人として成年後見人等受任事業に取り組むことになった。

●実施内容

「社会福祉法人美芳会成年後見人等受任事業実施要領」を策定し、担当する職員や活動方法などを規定している。また第三者委員を含む運営協議会を設置し、活動内容を報告して検証していくことで、専門性の高い適正な実施となるように取り組んでいる。

成年後見制度において、家庭裁判所から当法人が成年後見人等として選任されることで、後見活

動を開始する。

平成 23（2011）年度は初めて後見人として選任され、後見活動を行った。

被後見人にはすでに第三者の後見人が個人で選任されて活動していたが、被後見人の親族等との対応が困難なために辞任の申立がされていた。家庭裁判所より、当法人が後見人として選任通知を受けて、前任者より引き継ぐ形となった。被後見人にとって必要な後見活動は何か、親族や関係者にとって後見人の役割は何か、十分に検討しながら後見活動を行った。また複数の職員が確認しながら対応することで、役割を明確にして後見活動を行うことができた。

◎活動効果（利用者や職員、地域などの反応、影響）

後見活動を行う中では、被後見人の限られた資産に応じた身上監護ができるように配慮し、親族や関係者等に対しても後見人の役割を明確にしながら活動をしてきた。これは社会福祉法人として、権利擁護や身上監護について高い専門性を持って組織的な対応ができた法人後見の効果が非常に大きかったと考えられる。

これまで当法人の職員は、相談支援業務として必要な方への成年後見制度の利用促進や、介護保険サービスご利用者が被後見人であることで、成年後見制度に携わってきた。その中で当法人が後見活動を行うことで、成年後見制度における後見人等の役割について職員が理解を深める機会となった。

また金融機関やサービス事業所等では、法人後見についての認識や理解がない状況があった。そのため各事業所等で、法人後見の対応について検討し準備をしていただくことになった。特に金融機関では、窓口取引を行う担当職員の選任手続きを行い、適正な実施に取り組むことになった。地域の関係機関からは、第三者後見人が不足している中で、さまざまな福祉的な課題を抱える被後見人等にとって、法人後見は先駆的な取り組みとして注目されている。

◎今後の展開

法人後見では、後見活動を明確にするために法人内で事務手続きを行うので、業務が煩雑になり迅速な対応ができていない課題がある。今後は迅速な対応ができるように、事務手続きや書式の整備など業務の改善に取り組む必要がある。担当する職員については、法人内資格を作ることで質を担保し、適正な後見活動を担当できる職員を増やしていく。職員研修を行い、被後見人が抱える問題に対応する専門性を高めるように取り組みたいと考えている。

また家庭裁判所や関係機関等と連携して受任件数を増やすことで、適正な後見活動を行い地域生活の安定を図れるように取り組んでいきたいと考えている。

◎主な経費や財源及び人員等

		※年間あたり	
主な経費（支出）	経費概算額	主な財源（収入）	財源概算額
外部運営委員交通費	10,000 円	後見報酬	20,000 円
<合計>	10,000 円	<合計>	20,000 円

・取り組みに係わった職員数〔5〕名

（職種等：理事長、次長、事務、社会福祉士）

※法人全体の事業規模（同上）〔504,522〕千円

平成23年（家）第778号

審 判

本 籍 静岡県 [REDACTED]

住 所 静岡県 [REDACTED]

本 人 [REDACTED]

昭和 [REDACTED] 日生

頭書の事件について、当裁判所は、職権により次のとおり審判する。

主 文

本人の成年後見人として、次の者を選任する。

所 在 地 静岡県富士市増川510番地の1

名 称 社会福祉法人美芳会

代表者理事 大塚芳正

平成23年11月24日

静岡家庭裁判所富士支部

家事審判官 樋口正樹

上記は謄本である

平成23年11月24日

静岡家庭裁判所富士支部

審判所書記官 佐々木 豊

決定通知